

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会 設立総会

日時 令和8年5月26日(火)
15:00～
会場 TKPガーデンシティPREMIUM
仙台西口6階 ホール6B

次 第

1 開会

2 挨拶

3 議事

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約について(資料1)

4 閉会

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

資料1

(名称)

第1条 本会は、アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会(英語名:Sendai Local Committee for the Asia-Pacific Ministerial Conference on Disaster Risk Reduction, 以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、令和9年秋に仙台で開催されるアジア太平洋防災閣僚級会議(英語名:Asia-Pacific Ministerial Conference on Disaster Risk Reduction, 以下「APMCDRR」という。)の成功に向け、地元関係機関等が連携し、APMCDRRの開催支援、関連事業及び歓迎事業の企画・運営、地元開催機運の醸成等を行うことを目的とする。

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

(所掌)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) APMCDRRの開催及び円滑な運営に対する支援・協力に関すること
- (2) APMCDRRの関連事業及び歓迎事業の企画・運営に関すること
- (3) APMCDRRの広報及び地元開催機運の醸成に関すること
- (4) APMCDRRの開催及び円滑な運営のための関係団体及び機関との連絡調整等に関すること
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

(組織)

第4条 委員会は、別表第1(※略)に掲げる団体をもって構成し、別表第2に掲げる役職にあるものを委員とする。

2 委員会は、その議決により、委員会を構成する団体を新たに加えることができる。

3 委員が別表第2(※略)に掲げる役職を離れたときは、その役職の後任者が委員となる。

4 委員の任期は、委員会が設置された日から委員会が解散する日までとする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

2 会長は、仙台市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから委員会の同意を得て会長が指名する。

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

2 監事は、1名は委員のうちから、他の1名は委員以外のものから、委員会の同意を得て会長が選任する。

3 監事は、委員会の会計を監査し、必要があるときは委員会に出席し、会長に意見を述べることができる。

4 監事の任期は、選任の日から委員会が解散する日までとする。

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

(顧問)

第8条 委員会に顧問を置く。

- 2 顧問は、宮城県知事をもって充てる。
- 3 顧問は、委員会に出席し、意見を述べ、また助言を行う。
- 4 顧問の任期は、委員会が解散する日までとする。

(参与)

第9条 委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が選任する。
- 3 参与は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 参与が委員会に出席できないときは、参与が指名する代理のものを出席させることを妨げない。
- 5 参与の任期は、委員会が解散する日までとする。

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

(会議)

第10条 委員会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 予算を定めること

(2) 決算を認定すること

(3) 事業計画を定めること

(4) 規約の制定及び改廃に関すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、第3条各号に掲げる事項の実施に伴う重要な事項に関すること

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、会議に出席できないときは、代理のものを会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、委員と同一の権限を付与するものとする。

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

※第10条続き

- 5 会議における議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 6 会長は、必要がある場合には、会議に委員、顧問及び参与以外のものを出席させ、意見を求めることができる。
- 7 第3項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による団体の追加その他会長が特に必要があると認めた議事については、書面により議決することができる。この場合において、当該議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分)

- 第11条 会長は、委員会を招集する暇がないときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

(財務)

第12条 委員会の経費は、仙台市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の予算は、委員会の議決により定める。

3 会長は、出納に関する事務を終了したときは、速やかに決算を調製し、監事の監査を経て委員会の認定を受けなければならない。

4 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、委員会が設置された年度の会計年度は当該設置の日から始まり、委員会が解散する年度の会計年度は当該解散の日をもって終了する。

5 委員会の会計に関して必要な事項は会長が別に定める。

アジア太平洋防災閣僚級会議仙台開催実行委員会規約

(事務局)

第13条 委員会の事務を処理するため、仙台市まちづくり政策局内に事務局を置く。

2 事務局に関して必要な事項は会長が別に定める。

(解散)

第14条 委員会は、第2条の目的を達成した後に、会長が解散を通知する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。